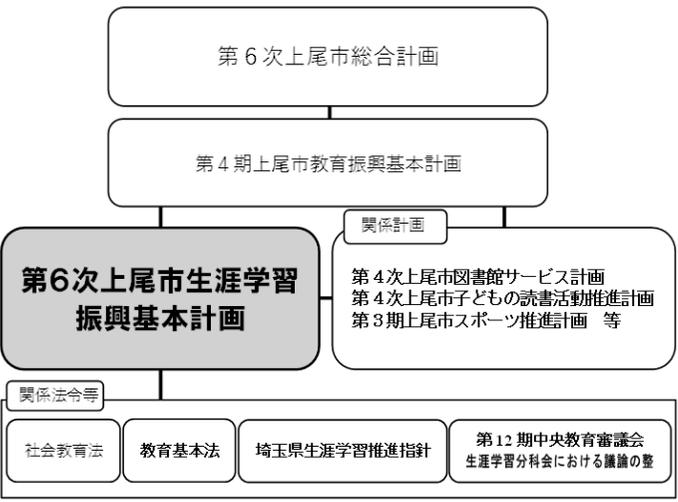
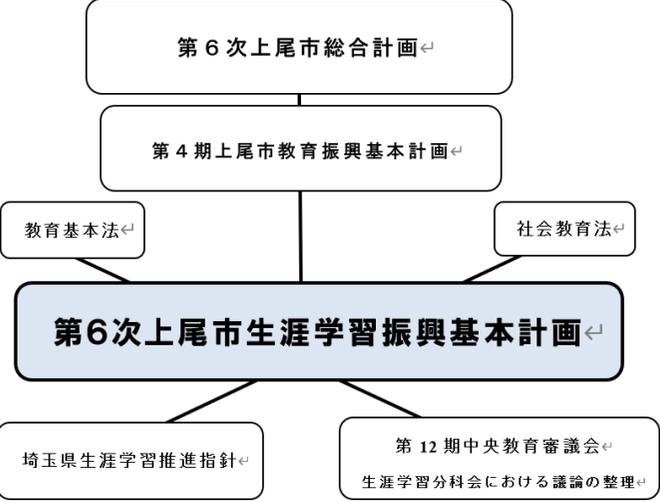


第6次生涯学習振興基本計画 新旧対照表

該当ページ ※()は新ページ	新	旧	修正内容																												
<p>第1章 2 計画の位置付け P.2 (P.3)</p>	<p>■ 関係法令・例規等との本計画の位置づけ（イメージ）</p>  <p>第6次上尾市総合計画 第4期上尾市教育振興基本計画 関係計画 第6次上尾市生涯学習振興基本計画 第4次上尾市図書館サービス計画 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画 第3期上尾市スポーツ推進計画 等 関係法令等 社会教育法 教育基本法 埼玉県生涯学習推進指針 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整</p>	<p>■ 関係法令・例規等との本計画の位置づけ（イメージ）</p>  <p>第6次上尾市総合計画 ← 第4期上尾市教育振興基本計画 ← 教育基本法 ← 社会教育法 ← 第6次上尾市生涯学習振興基本計画 ← 埼玉県生涯学習推進指針 ← 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ←</p>	<p>イメージ図に関係計画を追加し、レイアウトを変更した。</p>																												
<p>第4章 2-4 生涯学習の推進体制の構築 P.30 (P.31)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員会議</td> <td>教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>公民館運営審議会</td> <td>公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>人権教育推進協議会</td> <td>教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>人権教育集会所運営委員会</td> <td>人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>文化財保護審議会</td> <td>文化財の保護に関して審議する文化財保護審議会を開催し、上尾市が実施している文化財保護事業について専門家の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会</td> <td>国重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用について検討する上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を開催し、専門家等の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>図書館協議会</td> <td>図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業の概要	社会教育委員会議	教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。	公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。	人権教育推進協議会	教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。	人権教育集会所運営委員会	人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。	文化財保護審議会	文化財の保護に関して審議する文化財保護審議会を開催し、上尾市が実施している文化財保護事業について専門家の意見を行政に反映させます。	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会	国重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用について検討する上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を開催し、専門家等の意見を行政に反映させます。	図書館協議会	図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員会議</td> <td>教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>公民館運営審議会</td> <td>公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>人権教育推進協議会</td> <td>教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>人権教育集会所運営委員会</td> <td>人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> <tr> <td>図書館協議会</td> <td>図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業の概要	社会教育委員会議	教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。	公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。	人権教育推進協議会	教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。	人権教育集会所運営委員会	人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。	図書館協議会	図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。	<p>委員会等のリストに文化財保護審議会、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を追加した。</p>
事業名	事業の概要																														
社会教育委員会議	教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。																														
人権教育推進協議会	教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
人権教育集会所運営委員会	人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
文化財保護審議会	文化財の保護に関して審議する文化財保護審議会を開催し、上尾市が実施している文化財保護事業について専門家の意見を行政に反映させます。																														
上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会	国重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用について検討する上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を開催し、専門家等の意見を行政に反映させます。																														
図書館協議会	図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。																														
事業名	事業の概要																														
社会教育委員会議	教育委員会に対し、社会教育に関する助言や意見を述べる社会教育委員の会議を開催し、社会教育に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画・実施について、調査審議する公民館運営審議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。																														
人権教育推進協議会	教育委員会に対し、人権教育の推進に関する事項について研究協議する人権教育推進協議会を開催し、人権教育に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
人権教育集会所運営委員会	人権教育集会所における事業の企画・実施、及び運営に関して審議する人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育集会所に関する市民の意見を行政に反映させます。																														
図書館協議会	図書館における各種事業の企画・実施について、調査審議する図書館協議会を開催し、市民の意見を行政に反映させます。																														

該当ページ ※()は新ページ	新	旧	修正内容
第4章 3-2 未来へつなぐ生涯学習 P.32 (P.33)	<p>○文化財・歴史資料の保存と活用</p> <p>市内に現存する文化財や歴史資料を未来に継承していくために、より発展的な方法を検討していくことが必要です。<u>そのためには、保存・活用に適した環境を整えていくことが重要です。歴史セミナーや文化財展などの啓発事業を実施し、子どもや若者をはじめとした多くの人々が、上尾の伝統的な暮らしや生業を知り、現在とのつながりが意識できるような啓発に取り組んでまいります。</u></p>	<p>○文化財・歴史資料の保存と活用</p> <p>市内に現存する文化財や歴史資料を未来に継承していくために、より発展的な方法を検討していくことが必要です。そのためには、保存・活用に適した環境を整えていくことが重要であり、また、多くの人々が、上尾の伝統的な暮らしや生業を知り、現在とのつながりが意識できるような啓発が必要です。また、国重要有形民俗文化財に指定された「上尾の摘田・畑作用具」をはじめとする上尾の文化財を効果的に保存・活用し、先人たちが築き上げてきた歴史を継承していきます。</p>	<p>より具体的な内容となるよう修正した。</p>
第4章 3-2 未来へつなぐ生涯学習 P.32 (P.33)	<p>○文化財の後継者の育成</p> <p>文化財をこれからの未来へ伝えていくため、保持団体等へ継続的な支援を行います。民俗芸能公演の定期的な開催や、保持団体への活動支援を通じ、民俗芸能の保存と後継者の育成を図ります。また、デジタルコンテンツを活用して、子どもや若者をはじめとした様々な世代が文化財についての理解を深められるよう、情報の発信に努めます。</p>	<p>○文化財の後継者の育成（再）</p> <p>文化財をこれからの未来へ伝えていくため、保持団体等へ継続的な支援を行います。</p>	<p>より具体的な内容となるよう追記した。</p>